

＜ 入札公告 兼 入札説明書 ＞

次のとおり委託業務番号「警施２－２４」について条件付き一般競争入札を行います。

令和8年9月15日

神奈川県知事 黒岩 祐治

1 競争参加資格

入札に参加し、落札者となるためには、競争参加資格確認申請期限日(申請期間の末日)から落札決定までの全期間にわたって、次に掲げる要件をすべて満たしていることを要します。

(1) 各委託業務に共通する事項

- ア 神奈川県の競争入札参加資格（当該委託業務に係る業種）を有することについて知事の認定を受けている者であること。
- イ 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- ウ 地方自治法施行令第167条の４の規定に該当する者でないこと。
- エ ２年以内に電子交換所の取引停止処分を受けている者でないこと。ただし、会社更生法又は民事再生法に基づく裁判所の更生（再生）手続の開始決定を受けている者を除きます。
- オ ６か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者でないこと。ただし、会社更生法又は民事再生法に基づく裁判所の更生（再生）手続の開始決定を受けている者を除きます。
- カ 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者でないこと。
- キ 事業税、消費税、地方消費税を滞納している者でないこと。
- ク 神奈川県暴力団排除条例第２条第２号から第５号までに該当する者又はこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。

(2) 委託業務別事項

「委託業務別発注概要書」に記載のとおりです。

2 競争参加資格確認申請

入札参加希望者は、別紙「誓約事項及び競争参加資格確認に係る注意」を必ず確認の上、「委託業務別発注概要書」に記載した期限までに、「神奈川電子自治体共同運営電子入札システム」（以下「かながわ電子入札共同システム」という。）により競争参加資格確認申請を行ってください。競争参加資格確認申請をもって別紙「誓約事項及び競争参加資格確認に係る注意」の誓約事項について誓約したものとみなします。

（※ 「参加資格要件をご確認ください」のメッセージが出た場合でも資格を備えていることが自己確認できた場合は、入札担当部署に連絡した上で申請してください。公告日以前のデータで準備されているため、その後資格を備えた場合等にもメッセージが出ることがあります。）

（※ ICカードの不正使用が判明したときは、当該案件への入札参加資格の取消しや入札書の無効等となりますので、ご注意ください。）

3 競争参加資格確認通知

「かながわ電子入札共同システム」により所定の期限までに資格の有無を通知します。

ただし、競争参加資格「有」とされた場合でも、開札後、改めて資格を確認し、資格が確認できた場合のみ落札者として決定しますので注意してください。

4 資格がないとされた者の説明要求

「かながわ電子入札共同システム」により資格なしの旨の通知を受けた者は、通知が発行された日から起算して６日以内（土曜日・日曜日・祝日・「山の日」からお盆期間（８月１１日から８月１６日まで）・年末年始（１２月２９日から１月３日まで）を除く。（以下「閉庁日等を除く。」という。））に苦情申立書を入札担当部署に持参することにより説明を求めることができます。説明要求に対しては、受理した日から起算して６日以内（閉庁日等を除く。）に回答します。

更に、この説明に不服がある者は、説明に係る書面を受領した日から起算して８日（閉庁日等を除く。）以内に再苦情申立書を入札担当部署に持参することにより不服を申し立てることができます。再苦情申立てについては、神奈川県政府調達苦情検討及び入札・契約監視委員会が審議を行います。説明要求及び再苦情申立ては、入札事務の執行を妨げないものとします。

（様式集） <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7r/cnt/f3430/p10818.html>

5 入札書の提出

- (1) 入札書は「かながわ電子入札共同システム」により「委託業務別発注概要書」に記載した期間に提出してください。
- (2) 入札書には、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載してください。（落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とします。）
- (3) 入札執行回数は、原則として1回としますが、開札の結果、予定価格の範囲内（最低制限価格以上）の入札がないときは、再度入札を1回行います。その場合は「かながわ電子入札共同システム」により開札日から起算して7日（閉庁日等を除く。）以内に通知書を発行します。

なお、1回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者又は1回目の入札で失格となった者は再度入札に参加することができません。

6 落札者の決定

予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

（注）ただし、最低の価格をもって入札を行った者が複数ある場合は、くじ引きにより落札者を決定します。

（注）最低制限価格を設定している場合：最低制限価格未満の価格による入札は失格とします。

7 開札後に資格がないとされた者の説明要求

落札者の入札が無効とされた場合、その落札者は、落札者決定通知書が発行された日から起算して6日（閉庁日等を除く。）以内に苦情申立書を入札担当部署に持参することにより説明を求めることができます。説明要求に対しては、受理した日から起算して6日（閉庁日等を除く。）以内に回答します。

更に、この説明に不服がある者は、説明に係る書面を受領した日から起算して8日（閉庁日等を除く。）以内に再苦情申立書を入札担当部署に持参することにより不服を申し立てることができます。

再苦情申立については、神奈川県政府調達苦情検討及び入札・契約監視委員会が審議を行います。

説明要求及び再苦情申立ては、落札決定の事務の執行を妨げないものとします。

（様式集） <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7r/cnt/f3430/p10818.html>

8 入札保証金及び契約保証金

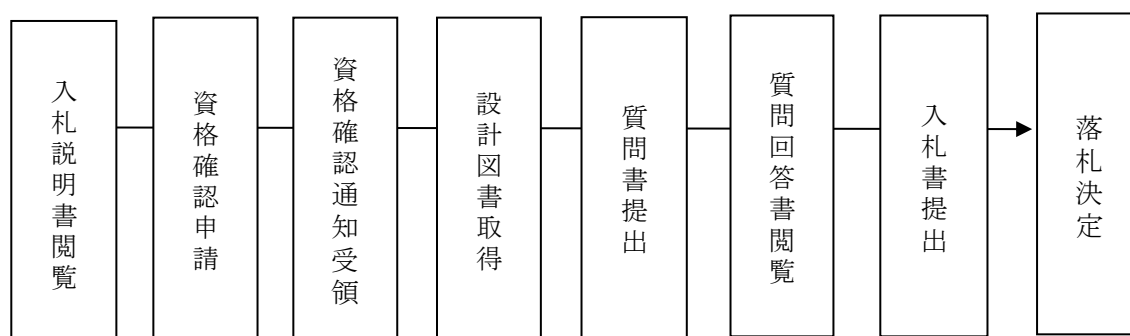
入札保証金及び契約保証金は、免除します。

9 その他

- (1) 落札者が契約締結までに「1」に掲げた競争参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しません。
- (2) 契約の締結に当たっては、契約書の作成を要します。
なお、契約書の作成に要する費用は、落札者の負担とします。
また、本契約は、契約担当者が契約の相手方とともに契約書に記名押印することにより確定するものとします。
- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- (4) 次に掲げる入札は無効とします。
ア 条件として示した競争参加資格を満たさない者が行った入札
イ 競争参加資格確認に必要な書類について虚偽の記載をした者が行った入札
ウ 契約締結前に談合情報があり、調査の結果、談合の事実があったと認められた場合の入札
エ その他入札に関する条件に違反した入札
- (5) 入札金額の算出にあたっては、設計図書中の設計書を優先することとします。
- (6) 落札者が決定通知のあった日から7日以内に当該契約を締結しない場合は、その落札は効力を失います。
- (7) 公正に入札を執行できないと認められる場合、又はそのおそれがある場合は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがあります。
- (8) 開札した後であっても、契約が地方自治法第234条第5項の規定により確定する前に、発注者による、入札執行手続の誤り又は入札公告や設計図書の誤りが原因で、入札の公正性が損なわれていることが判明した場合には、入札を無効とすることがあります。

- (9) 万一、「かながわ電子入札共同システム」に障害が発生した場合は、入札を中止することがあります。障害が発生した場合は、入札担当部署にお問い合わせください。
- (10) 測量士、建築士及び土地家屋調査士等、所得税法第204条第1項第2号の報酬・料金を請求するに当たって、個人事業主に該当する場合には、請求書に源泉徴収されるべき額を参考として記載してください。
- (11) 設計図書に関する質問への回答は、質問しなかった方も必ず確認してください。回答だけでなく、情報提供を行うことがあります。
- (12) 前各号に定めるもののほか、神奈川県財務規則及び競争入札の参加者の資格に関する規則の定めるところによります。

10 入札手続の流れ



委託業務別発注概要書

委託業務番号		警施2－24
委託業務名		建築物等の調査点検業務委託(川崎地区)
施工(業務)場所		川崎市川崎区富士見2－2－8ほか
委託業務の概要		建築基準法第12条に基づく建築物等調査点検業務委託
履行期限		契約締結日から70日間
最低制限価格		設定する。 予定価格の81%
競争参加資格	企業形態	－
	営業種目(細目)	建築設計
	所在地(参加資格)	本店が川崎市又は横浜市内にあること。
	営業種目の売上高	－
	有資格技術者数	－
	同種業務の履行実績	－
事後審査		無
競争参加資格確認申請期限及び通知日		申請期限 令和 8 年 9 月 17 日(15時00分まで) 「かながわ電子入札共同システム」により申請してください。 ※ 申請することにより、別紙「誓約事項及び競争参加資格確認に係る注意」の誓約事項について誓約したものとみなされますので、資格をよく確認した上で申請してください。 <u>※ 代表者等のＩＣカードの登録内容が変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者のＩＣカードを使用して入札に参加するなど、ＩＣカードの不正使用が判明したときは、入札参加資格の取消しや入札の無効等となりますので、ご注意ください。</u> <u>詳細は、次の県のホームページで「電子入札運用基準」をご確認ください。</u> <u>(https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/html/kivaku.html)</u> <u>※ 代表者の変更に伴うＩＣカードの更新手続中など、「かながわ電子入札共同システム」の利用ができない場合には、入札担当部署に電話でお問い合わせください。</u> ※ 参加資格については、電話でお問い合わせください。 確認通知日 令和 8 年 9 月 25 日 「かながわ電子入札共同システム」により通知しますので、必ず確認してください。 ただし、競争参加資格「有」と通知された場合でも、開札後、改めて資格を確認し、資格が確認できなかった者の入札は無効としますので注意してください。
設計図書(現場説明書を含む)の取得方法等		本公告とともに添付します。 ※設計図書等のファイルには、パスワードが設定されています。パスワードは、競争参加資格確認通知書により通知します。 ※設計図書等のファイルの公開は入札書の提出期限日まで行いますので、それまでに保存(ダウンロード等)してください。 なお、設計図書の閲覧は行いません。 配布した設計図書等を本入札以外の目的で使用することを禁止します。

設計図書に関する 質問及び回答	質問期限内に下記のアドレスに電子メールを送信後、下記電話番号に連絡してください(「かながわ電子入札共同システム」ではありません。) ※ 「質問書(県土整備局様式)」は、下記様式集からダウンロードしてください。 (様式集) (https://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7r/cnt/f3430/p10818.html) ※ 電子メールの「件名」には委託業務番号(又は委託業務名)を記載してください。 ※ 電子メールの「本文」には、委託業務番号(又は委託業務名) 及び質問者名・連絡先(電話番号)のみ入力し、質問文面は「質問書(県土整備局様式)」に記載してください。 ※ 質問文面には会社名を記載しないでください。 ※ 「質問書(県土整備局様式)」を電子メールに添付して送信してください。 ※ やむを得ない場合は、直接お問い合わせください。 メールアドレス shisetsu01@police.pref.kanagawa.jp 電 話 045-211-1212 内線2267(施設課計画係) 質問期限 令和 8 年 9 月 29 日(17時00分)まで 回 答 日 令和 8 年 10 月 2 日 「かながわ電子入札共同システム」で閲覧に供します。 ※ 質問しなかった方も必ず確認してください。 ※ 質問に対する回答だけでなく、情報提供を行うことがあります。 ※ 質問回数は1回のみとなりますので、ご注意ください。 ※ 質問がなかった場合は、質問がなかった旨の回答はいたしません。
入札書の提出期間	令和 8 年 10 月 6 日(8時30分～20時00分)及び 令和 8 年 10 月 7 日(8時30分～17時00分) (入札書の再提出はできません。事前に必ず質問の回答を確認してください。)
開札予定日時	令和 8 年 10 月 8 日 10時00分頃 ※ 都合により、多少時間がずれる場合があります。予めご了承ください。
入札内訳書の提出	落札者は、速やかに入札内訳書を「設計図書に関する質問及び回答」欄に記載の連絡先(施設課計画係)あてに持参、郵送又は電子メールにより提出してください。 ただし、予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で最低の価格をもって入札を行った者が複数ある場合は、くじ引きにより落札者を決定します。 ※ くじ引きの具体的な方法については、別添「くじ引きの方法について」をご参考ください。 ※ 入札内訳書は、書面に「責任者及び担当者」の氏名、連絡先を明記することにより、押印が不要です。 ※ 必要に応じて、電話により書面についての確認を行うことがあります。
支払条件	前金払 実施する。 保証事業会社の保証を受けた場合には、請求により業務委託料の100分の30以内の前金払を行います。 個人事業主による請求書への源泉徴収額の記載 測量士、建築士及び土地家屋調査士等、所得税法第1項第2号の報酬・料金を請求するに当たって、個人事業主に該当する場合には、請求書に源泉徴収されるべき額を参考として記載してください。
入札担当部署 (入札手続に関する問合せ先)	神奈川県警察本部 総務部会計課 調達第二係 電話 045-211-1212 内線2248
電子入札操作に 関する問合せ先	コールセンター(平日 9時00分～17時00分) 0120-921-182(フリーコール)

誓約事項及び競争参加資格確認に係る注意

1 競争入札参加申請に伴う誓約事項

本件委託業務の競争参加資格確認申請者は、競争参加資格確認申請をもって、次のとおり誓約したものとみなしますので、ご自分の資格をよく確認してから申請してください。

※ 虚偽申請は指名停止の対象となりますのでご注意ください。

誓 約 事 項

当社（私）は、本件委託業務の競争参加資格確認申請期限において、次のすべての事項に該当することを誓約します。

なお、誓約後に次のいずれか1つ以上に該当しないこととなった場合は、本件入札を辞退します。

- 1 地方自治法施行令第167条の4の規定（成年被後見人、被保佐人、被補助人、破産者で復権を得ない者等）に該当しない者であること。
- 2 2年以内に電子交換所の取引停止処分を受けている者でないこと。
【※ 取引停止処分を受けても、その後、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている場合は除きます。】
- 3 6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者でないこと。
【※ 不渡手形等を出しても、その後、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている場合は除きます。】
- 4 債務の不履行により、所有する資産に対し、仮差押え、保全差押え又は差押えの命令及び競売手続の開始決定を受けている者でないこと。
- 5 事業税、消費税、地方消費税を滞納している者でないこと。
- 6 神奈川県暴力団排除条例第2条第2号から第5号までに該当する者又はこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。

2 競争参加資格確認について

「かながわ電子入札共同システム」により競争参加資格「有」とされた場合でも（その時点では細部にわたる資格確認はしていません。）、開札後、改めて資格を確認し、資格が確認できなかった者の入札は無効としますのでご注意ください。

くじ引きの方法について

- 1 複数の者が最低の価格をもって入札を行った場合は、かながわ電子入札共同システムにて電子くじを実施し、落札者の順位を決定します。

なお、電子くじの方法は、次の「かながわ電子入札共同システム（マニュアル）」の抜粋をご参照ください。

かながわ電子入札共同システム（マニュアル）抜粋

電子くじについて

かながわ電子入札共同システムでは、開札の結果くじ引きが必要になった場合に、あらかじめ入札書に入力されたくじ番号を元にして電子くじを実施することができます。

電子くじの仕組みは次のとおりです。

- ① 抽選に参加する業者をくじ番号により昇順に並べ替え、「順位番号」を付与します。
（くじ番号が同値の場合は、入札書提出順とします）
- ② くじ番号合計値 x に発注者が「くじ引き判定ボタン」を押下した日時のミリ秒数 y を加算した数値を抽選参加業者数 z で除算し、その **余り** に 1 を加算した数を「当選数」とします。

計算式： $(x + y) \div z = m \cdots n$ 当選数 $= n + 1$

（例） $x = 16$ $y = 250$ $z = 3$ の場合

$(16 + 250) \div 3 = 88$ 余り 2

当選数 $= 2 + 1 = 3$

注

- ③ 「順位番号」と「当選数」が一致する業者を「当選者＝**落札者**」とします。

※ 同じくじ番号が入力された場合でも、選ばれる落札者は 1 名です。

注：上記枠中の落札者を、第 1 順位の落札者と読み替えます。

- 2 上記枠中の②において、余り（青枠内）に 2 を加算した者を第 2 順位の落札者、3 を加算した者を第 3 順位の落札者…と、くじ引き参加者全員の順位を決定します。

第 2 順位の落札者以降、余りに加算数値を足した数値が参加業者数を超えたときは、当該数値から参加業者数を引いた数の者になります。

なお、くじ引きの結果については、落札者決定通知書と併せて送付します。

令和3年4月1日から工事・工事系委託の 入札及び契約等の手続きの押印が 一部不要となりました

押印の取扱いが変更となる様式について

- (1) 入札及び契約等に係る書類（別紙「押印取扱一覧」のとおり）
- (2) 見積書・請求書押印不要（[詳しくは会計局指導課](#)）

別紙「押印取扱一覧」に記載の「押印廃止」（代替手段必要）の様式は、文書の真正性を担保するため、書面に下記の内容の記載をお願いします。

「本件の責任者」

「担当者の氏名」

「連絡先」

※書面に代表者（受任者）の押印をした場合は、責任者等の記載は不要です。

※書面の真正性を担保するため、必要に応じて、身分証等による本人確認や書類の内容について、電話等での確認を行う場合があります。

- ▼ 責任者とは、代表取締役や支店長、営業所長など、社内において権限の委任を受けた役職員とします。
- ▼ 担当者とは、本取引に係る事務担当者とします。責任者と担当者は同じでも構いません。
- ▼ 「契約書」については、法令に基づき、従前どおり「押印」が必須です。
- ▼ 「入札書」について、真正性が確認できない場合は、無効となります

問合せ先

県土整備経理課

入札制度グループ 045-210-6092

経理第二グループ 045-210-6083

様式の改正区分

- ①…㊦やボックスなど、押印欄の削除
※当該書類に「責任者及び担当者等」の氏名及び連絡先を明記。
②…押印欄の削除、及び、約款の条ずれに伴う文言の修正

別紙 押印取扱一覧

要領等名称		様式等名称	押印廃止 (代替手段不要)	押印廃止 (代替手段必要) ※責任者及び担当者等の氏名及び連絡先を明記	押印 継続	担当課	改正 区分
1	神奈川県 of 公共工事等に係る条件付き一般競争入札実施要	一般競争入札参加確認申請書	○			県土整備経理課 入札制度グループ	①
2	共同企業体一般競争入札参加確認申請書					県土整備経理課 入札制度グループ	
3	入札公告兼入札説明書	誓約書				県土整備経理課 電子入札グループ	
4	電子入札運用基準	紙入札承認願				県土整備経理課 入札制度グループ	
5	神奈川県の公共工事に係る入札関係事務処理要領	委任状	○			県土整備経理課 入札制度グループ	
6	神奈川県の公共工事に係る入札関係事務処理要領	入札書及び内訳書（表封筒に押印省略の旨を朱書）				県土整備経理課 入札制度グループ	
7	神奈川県の公共工事に係る入札関係事務処理要領	辞退届				県土整備経理課 入札制度グループ	
8	神奈川県公共工事標準請負契約約款の運用基準	第2号様式 工事打合簿				県土整備経理課 経理第二グループ	
9		第5号様式 工事関係者に関する措置決定について				県土整備経理課 経理第二グループ	
10		第6号様式 監督員に関する措置請求について				県土整備経理課 経理第二グループ	
11		第8号様式 工事現場内に搬入した工事材料の工事現場外搬出について				県土整備経理課 経理第二グループ	
12		第9号様式 支給材料又は貸与品の不適当について				県土整備経理課 経理第二グループ	
13		第10号様式 支給材料（貸与品）受領書（借用書）				県土整備経理課 経理第二グループ	
14		第11号様式 支給材料（貸与品）返納書				県土整備経理課 経理第二グループ	
15		第12号様式 設計図書等との不一致等の確認について				県土整備経理課 経理第二グループ	
16		第15号様式 工期の延長について				県土整備経理課 経理第二グループ	
17		第17号様式の2 工期の変更協議について				県土整備経理課 経理第二グループ	
18		第18号様式の2 請負代金額の変更協議について				県土整備経理課 経理第二グループ	
19		第19号様式 不可抗力による損害の状況について				県土整備経理課 経理第二グループ	
20		第19号様式の3 不可抗力による損害の負担について				県土整備経理課 経理第二グループ	
21		第20号様式 引渡書				県土整備経理課 経理第二グループ	
22		第21号様式の2 工事事務物の使用について（同意）				県土整備経理課 経理第二グループ	
23		第22号様式 指定部分工事完成届				県土整備経理課 経理第二グループ	
24		第23号様式 工事履行報告書				県土整備経理課 経理第二グループ	
25		第24号様式 材料検査（確認）願				県土整備経理課 経理第二グループ	
26		第25号様式 監理技術者補佐設置（変更）届				県土整備経理課 経理第二グループ	
27	神奈川県公共土木設計業務等標準委託契約約款及び神奈川県公共建築設計業務等標準委託契約約款の運用基準	第2号様式 業務工程表				県土整備経理課 経理第二グループ	
28		第4号様式 管理技術者指定（変更）通知書				県土整備経理課 経理第二グループ	
29		第5号様式 照査技術者指定（変更）通知書				県土整備経理課 経理第二グループ	
30		第8号様式 管理技術者に対する措置について				県土整備経理課 経理第二グループ	
31		第9号様式 調査職員に対する措置請求について				県土整備経理課 経理第二グループ	
32		第11号様式 貸与品等借用書（受領書）				県土整備経理課 経理第二グループ	
33		第12号様式 貸与品等返納書				県土整備経理課 経理第二グループ	
34		第13号様式 設計図書等との不一致等の確認について				県土整備経理課 経理第二グループ	
35		第16号様式 履行期間の延長について				県土整備経理課 経理第二グループ	
36		第18号様式の2 履行期間の変更協議について				県土整備経理課 経理第二グループ	
37		第19号様式の2 業務委託料の変更協議について				県土整備経理課 経理第二グループ	
38		第20号様式 不可抗力による損害の状況について				県土整備経理課 経理第二グループ	
39		第20号様式の3 不可抗力による損害の負担について				県土整備経理課 経理第二グループ	
40		第21号様式 委託業務完了通知書				県土整備経理課 経理第二グループ	

要領等名称		様式等名称	押印廃止 (代替手段不要)	押印廃止 (代替手段必要) ※責任者及び担当者等の氏名及び連絡先を明記	押印 継続	担当課	改正 区分	
41	工事請負契約第26条第1項(全体スライド)の増額となる場合の申請手続等について(平成20年8月1日県土整備部通知)	様式1 請負代金額の変更協議の請求	○			県土整備経理課 経理第二グループ	②	
42		様式5-1 工事出来形数量の確認書						
43		様式5-2 工事報告						
44		様式6-1 スライド額の協議						
45	様式1-1 請負代金額変更請求額概算計算書	県土整備経理課 経理第二グループ						
46	様式3 請負代金額変更請求額計算書							
47	様式3-1 請負代金額の変更の対象材料計算総括表							
48	様式6 請負工事既済部分検査請求書							
49	工事請負契約書第26条第5項(単品スライド条項)の減額となる場合の運用基準	様式3 請負代金額変更請求額計算書				県土整備経理課 経理第二グループ		
50	様式3-1 請負代金額の変更の対象材料計算総括表	県土整備経理課 経理第二グループ						
51	様式1 工事請負契約書第26条第6項に基づく請負代金額の変更について(請求)							
52	様式5-1 出来形数量の確認書							
53	様式5-2 工事報告							
54	様式6-1 工事請負契約書第26条第6項に基づく請負代金額の変更について(協議)	県土整備経理課 経理第二グループ						
55	公正契約調査会議の設置と談合情報対応マニュアルの作成について(通知)					様式3 誓約書	県土整備経理課 経理第二グループ	
56	県土整備局物品調達等公正契約調査会議設置要綱					様式3 誓約書	県土整備経理課 経理第二グループ	
57	様式3 金銭保証に係る保証委託者について					県土整備経理課 経理第二グループ		
58	新しい工事履行保証制度の導入と「工事請負契約における契約の保証に関する取扱い」について(通知)						様式6 保管有価証券受領書	
59	様式12 保証書に係る領収書							
60	様式19 代替履行業者選定報告書兼債権譲渡承諾依頼書							
61	様式20 代替履行承諾書					県土整備経理課 経理第二グループ		
62	設計変更事務処理要領	第3号様式 設計変更指示書						
63	中間前金払について	別紙1 確認請求書					県土整備経理課 経理第二グループ	
64	現場代理人の兼務に関する事務取扱いについて	別紙3 現場代理人兼務(変更)届					県土整備経理課 経理第二グループ	
65	別紙4 現場代理人兼務の解除届							
66	別紙6 連絡員設置(変更)							
67	新しい工事履行保証制度の導入と「工事請負契約における契約の保証に関する取扱い」について(通知)	様式1 保管金提出書	○			県土整備経理課 経理第二グループ	改正 なし	
68		様式2 保管有価証券提出書						
69		様式8 保管金返還請求書						
70		様式10 保管有価証券返還請求書						
71		様式11 保管有価証券利札・賦札請求書						
72		様式14 保証書						
73		様式15 保証内容変更契約書						県土整備経理課 経理第二グループ
74		第1号様式 債権譲渡承諾依頼書						
75	第1-1号様式 債権譲渡承諾依頼書							
76	融資実行報告書							
77	第4号様式 工事出来高確認協力依頼書	県土整備経理課 経理第二グループ						
78	公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度における債権譲渡承諾に関する事務取扱要領					第1号様式 債権譲渡承諾依頼書		県土整備経理課 経理第二グループ
79	第3号様式 工事出来高確認協力依頼書							
80	神奈川県特定建設工事共同企業体取扱基準					特定建設工事共同企業体協定書		県土整備経理課 入札制度グループ



神奈川県

代表者等が代わられた 事業者の皆様へ



変更手続き中でも、
ICカードで入札に
参加できます!!

／ココが変わった！／

詳細はHPへ！



ICカード 神奈川県

検索



問合せ先 神奈川県県土整備経理課 入札制度グループ ☎ 045-210-6092 (直通)

HPトップはこちら <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7r/cnt/f3430/index.html>



神奈川県

KANAGAWA

電子入札に参加される事業者の皆様

設計図書は システムで

ご覧ください



ペーパーレス推進のため、入札に関する設計図書は
「かながわ電子入札共同システム」で配布しています。

電子入札に参加される事業者の方で、システムが閲覧
できない場合は、各発注所属へお問い合わせください。



詳細は、右のQRコードから県HPをご確認ください。

※設計図書の配布方法は、入札案件ごとに異なります。

※各入札案件での配布方法は、「発注概要書」をご確認ください。



問合せ先 神奈川県県土整備経理課 入札制度グループ ☎ 045-210-6092（直通）

HPトップはこちら <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7r/cnt/f3430/index.html>

設計業務等委託契約書

- 受注者

別添

神奈川県公共建築設計業務標準委託契約約款

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計業務委託仕様書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に係る質問回答書並びに現場説明に対する質問回答書をいう。以下「設計仕様書」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計仕様書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

- 2 受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。
- 3 発注者は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を受注者又は第15条に定める受注者の管理技術者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の管理技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 受注者は、発注者に対し、業務を遂行する上で必要と認められる説明を行うよう努めなければならない。
- 5 受注者は、この約款若しくは設計仕様書に特別の定めがある場合又は第3項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この約款及び設計仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟の提起又は調停（第58条の規定に基づき、発注者と受注者とが協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(指示等及び協議の書面主義)

第2条 この約款に定める催告、指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は書面により行わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、10日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 発注者及び受注者は、この約款の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(業務工程表の提出)

第3条 受注者は、この契約締結後7日以内に設計仕様書に基づいて業務工程表を作成し、発注者に

提出しなければならない。

- 2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務工程表を受理した日から7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。
- 3 この約款の他の条項の規定により履行期間又は設計仕様書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。
- 4 業務工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第4条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 3 受注者が前払金の使用や部分引渡しによってもなおこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の業務委託料債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。
- 4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、業務委託料債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

(秘密の保持)

第5条 受注者は、業務を行う上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

- 2 受注者は、発注者の承諾なく、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

(著作権の帰属)

第6条 成果物（第38条第1項の規定により準用される第32条に規定する指定部分に係る成果物及び第38条第2項の規定により準用される第32条に規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下この条から第10条まで及び第12条の2において同じ。）又は成果物を利用して完成した建築物（以下「本件建築物」という。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、著作権法第2章及び第3章に規定する著作者の権利（以下、この条から第10条までにおいて「著作権等」という。）は、著作権法の定めるところに従い、受注者又は発注者及び受注者の共有に帰属するものとする。

(著作権等の利用の許諾)

第7条 受注者は発注者に対し、次の各号に掲げる成果物の利用を許諾する。この場合において、受注者は次の各号に掲げる成果物の利用を発注者以外の第三者に許諾してはならない。

- (1) 成果物を利用して建築物を1棟（成果物が2以上の構えを成す建築物の建築をその内容としているときは、各構えにつき1棟ずつ）完成すること。

(2) 前号の目的及び本件建築物の増築、改築、修繕、模様替、維持、管理、運営、広報等のために必要な範囲で、成果物を発注者が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は発注者の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。

2 受注者は、発注者に対し、次の各号に掲げる本件建築物の利用を許諾する。

(1) 本件建築物を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。

(2) 本件建築物を増築し、改築し、修繕し、模様替により改変し、又は取り壊すこと。

(著作者人格権の制限)

第8条 受注者は、発注者に対し、成果物又は本件建築物の内容を自由に公表することを許諾する。

2 受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(1) 成果物又は本件建築物の内容を公表すること。

(2) 本件建築物に受注者の実名又は変名を表示すること。

3 受注者は、前条の場合において、著作権法第19条第1項及び第20条第1項の権利を行使しないものとする。

(著作権等の譲渡禁止)

第9条 受注者は、成果物又は本件建築物に係る著作権法第2章及び第3章に規定する受注者の権利を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾又は同意を得た場合は、この限りでない。

(著作権の侵害の防止)

第10条 受注者は、その作成する成果物が、第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを、発注者に対して保証する。

2 受注者は、その作成する成果物が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

(一括再委託等の禁止)

第11条 受注者は、業務の全部を一括して、又は発注者が設計仕様書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

3 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(特許権等の使用)

第12条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下この条において「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用する

ときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、設計仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(意匠の実施の承諾等)

第 12 条の 2 受注者は、自ら有する登録意匠（意匠法（昭和 34 年法律第 125 号）第 2 条第 3 項に定める登録意匠をいう。）を設計に用い、又は成果物によって表現される建築物若しくは本件建築物（以下「本件建築物等」という。）の形状等について意匠法第 3 条に基づく意匠登録を受けるときは、発注者に対し、本件建築物等に係る意匠の実施を無償で承諾するものとする。

2 受注者は、本件建築物等の形状等に係る意匠登録を受ける権利及び意匠権を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(労働関係法規の遵守)

第 13 条 受注者は、従事者の賃金、労働時間、休暇など適正な労働条件を確保するため、労働基準法、最低賃金法などの労働関係法規を遵守しなければならない。

2 受注者は、発注者が求める場合は労働関係法規の遵守状況を説明しなければならない。また、発注者は、受注者に対し、必要に応じ労働関係法規の遵守状況報告書の提出を求めることができる。

3 受注者は、労働関係法規について、監督官庁から指導や行政処分を受け、又は、罰則の対象となったときは速やかに発注者に報告しなければならない。

(調査職員)

第14条 発注者は、調査職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

2 調査職員は、この約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて調査職員に委任したもののほか、設計仕様書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) 発注者の意図する成果物を完成させるための受注者又は受注者の管理技術者に対する業務に関する指示

(2) この約款及び設計仕様書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

(3) この契約の履行に関する受注者又は受注者の管理技術者との協議

(4) 業務の進捗の確認、設計仕様書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査

3 発注者は、2名以上の調査職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの調査職員の有する権限の内容を、調査職員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく調査職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 第1項の規定により、発注者が調査職員を置いたときは、この約款に定める指示等は、設計仕様書に定めるものを除き、調査職員を経由して行うものとする。この場合においては、調査職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(管理技術者)

第15条 受注者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

- 2 管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、業務委託料の請求及び受領、第16条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(管理技術者等に対する措置請求)

第16条 発注者は、管理技術者又は受注者の使用人若しくは第11条第2項の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、調査職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(履行報告)

第17条 受注者は、設計仕様書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(貸与品等)

第18条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量等、引渡場所及び引渡時期は、設計仕様書に定めるところによる。

- 2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 受注者は、設計仕様書に定めるところにより、業務の完了、設計仕様書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。
- 5 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(設計仕様書と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第19条 受注者は、業務の内容が設計仕様書又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合には、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない。この場合に

において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第20条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に係る質問回答書並びに現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - (2) 設計仕様書に誤謬又は脱漏があること。
 - (3) 設計仕様書の表示が明確でないこと。
 - (4) 履行上の制約等設計仕様書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行条件が相違すること。
 - (5) 設計仕様書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの下、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計仕様書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 5 前項の規定により設計仕様書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(設計仕様書等の変更)

第21条 発注者は、必要があると認めるときは、設計仕様書又は業務に関する指示（以下この条及び第23条において「設計仕様書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、設計仕様書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第22条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

ない。

（業務に係る受注者の提案）

第23条 受注者は、設計仕様書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき設計仕様書等の変更を提案することができる。

2 発注者は、前項の規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計仕様書等の変更を受注者に通知するものとする。

3 発注者は、前項の規定により設計仕様書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。

（適正な履行期間の設定）

第24条 発注者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

（受注者の請求による履行期間の延長）

第25条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（発注者の請求による履行期間の短縮等）

第26条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（履行期間の変更方法）

第27条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日（第25条の場合にあっては、発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が履行期間の変更の請求を受けた日とする。）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(業務委託料の変更方法等)

第28条 業務委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が業務委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この約款の規定により受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(一般的損害)

第29条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害（次条第1又は第2項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（設計仕様書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第30条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（設計仕様書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不適当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受注者とが協力してその処理解決に当たるものとする。

(業務委託料の変更に代える設計仕様書の変更)

第31条 発注者は、第12条、第19条から第23条まで、第25条、第26条、第29条、第34条又は第40条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計仕様書を変更することができる。この場合において、設計仕様書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第32条 受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの下、設計仕様書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査

の結果を受注者に通知しなければならない。

- 3 発注者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受注者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。
- 4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該成果物の引渡しを業務委託料の支払いの完了と同時に行うことを請求することができる。この場合において、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 5 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を準用する。

(業務委託料の支払い)

第33条 受注者は、前条第2項（同条第5項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の検査に合格したときは、業務委託料の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査を完了しないときは、その期限を経過した日から検査を完了した日までの期間の日数は、前項の期間（以下この条において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(引渡し前における成果物の使用)

第34条 発注者は、第32条第3項若しくは第4項又は第38条第1項若しくは第2項の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合において、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

第35条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下この条及び次条において「保証事業会社」という。）と、契約書記載の履行期限を保証期限とし、同条第5項に規定する保証契約（以下本条及び次条において「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、業務委託料の10分の3以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

- 2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該保証契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 3 発注者は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 4 受注者は、業務委託料が著しく増額された場合においては、その増額後の業務委託料の10分の3

から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

- 5 受注者は、業務委託料が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の業務委託料の10分の4を超えるときは、受注者は、業務委託料が減額された日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。
- 6 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適當であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、業務委託料が減額された日から7日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 7 発注者は、受注者が第5項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(保証契約の変更)

- 第36条 受注者は、前条第4項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に規定する場合のほか、業務委託料が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
 - 3 受注者は、第1項又は第2項の規程による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
 - 4 受注者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

- 第37条 受注者は、前払金をこの業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費（当該業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

(部分引渡し)

- 第38条 成果物について、発注者が設計仕様書において業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下この条において「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときは、第32条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と、同条第4項及び第33条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 2 前項に規定する場合のほか、成果物の一部分が完成し、かつ、可分なものであるときは、発注者は、当該部分について、受注者の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第32条中「業務」とあるのは「引渡部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「引渡部分に係る成果物」と、同条第4項及び第33条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。
 - 3 前2項において準用する第33条第1項の規定により受注者が請求することができる部分引渡しに

係る業務委託料は、次の各号に掲げる式により算定する。この場合において、第1号中「指定部分に相応する業務委託料」及び第2号中「引渡部分に相応する業務委託料」は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が、前2項において準用する第33条第1項の規定による請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- (1) 第1項に規定する部分引渡しに係る業務委託料
指定部分に相応する業務委託料×(1－前払金の額／業務委託料)
- (2) 第2項に規定する部分引渡しに係る業務委託料
引渡部分に相応する業務委託料×(1－前払金の額／業務委託料)

(第三者による代理受領)

第39条 受注者は、発注者の承諾を得て業務委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払い請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第33条(第38条において準用する場合を含む。)の規定に基づく支払いをしなければならない。

(前払金等の不払に対する受注者の業務中止)

第40条 受注者は、発注者が第35条又は第38条第1項若しくは第2項において準用する第33条第2項の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合において、受注者は、その理由を明示した書面により直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が業務を一時中止した場合においては、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第41条 発注者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見

込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第42条 発注者は、業務が完了するまでの間は、第43条、第44条、第44条の2第1項又は第44条の3第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第43条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 第4条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- (2) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) 履行期間内に業務が完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (4) 管理技術者を配置しなかったとき。
- (5) 正当な理由なく、第41条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第44条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第4条第1項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
- (2) 第4条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。
- (3) この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (4) 受注者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- (9) 第46条又は第47条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(談合その他不正行為による催告によらない解除)

第44条の2 この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、発注者は、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対して行う同法第7条第1項又は第2項の規定による命令（これらの命令がされなかった場合にあっては、同法第7条の2第1項の規定による命令）が確定したとき。
 - (2) 受注者を構成事業者とする事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が当該事業者団体に対して行う同法第8条の2第1項の規定による命令若しくは同条第2項において準用する同法第7条第2項の規定による命令（これらの命令がされなかった場合にあっては、同法第8条の3において準用する同法第7条の2第1項の規定による命令（受注者に対してされたものに限る。））が確定したとき。
 - (3) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）に関して刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定の規定による刑が確定したとき。
- 2 発注者は、第1項の規定によりこの契約を解除したときは、受注者に損害が生じてその責めを負わないものとする。

(暴力団等排除に係る催告によらない解除)

第44条の3 発注者は、警察本部からの通知に基づき、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じて、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 受注者が個人である場合には、その者が、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下、本条及び第57条において、「条例」という。）第2条第4号に定める暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められたとき、又は、法人等（法人又は団体をいう。）が、条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められたとき。
- (2) 受注者が、条例第23条第1項に違反したと認められるとき。
- (3) 受注者が、条例第23条第2項に違反したと認められたとき。
- (4) 受注者及び役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人等である場合には役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。）又は支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。
- (5) 下請契約又はその他の契約に当たり、その相手方が第1号から第4号のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 受注者が、第1号から第4号のいずれかに該当する者を下請契約又はその他の契約の相手方としていた場合（第5号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第45条 第43条各号、第44条各号、第44条の2第1項各号又は第44条の3各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第43条、第44条、第44条の2又は第44条の3の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第46条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(受注者の催告によらない解除権)

第47条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第21条の規定により設計図書を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第22条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第48条 第46条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除の効果)

第49条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第38条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りでない。

- 2 発注者は、前項の規定にかかわらず、前条の規定によりこの契約が業務の完了前に解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分（第38条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡部分を除くものとし、以下「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料（以下「既履行部分委託料」という。）を受注者に支払わなければならない。
- 3 前項に規定する既履行部分委託料は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(解除に伴う措置)

第50条 この契約が業務の完了前に解除された場合において、第35条の規定による前払金があったときは、受注者は、第43条、第44条、第44条の2、第44条の3又は次条第3項の規定による解除にあつては、当該前払金の額（第38条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引き渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年3.0パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第42条、第46条又は第47条の規定による解除にあつては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除され、かつ、前条第2項の規定により

既履行部分の引渡しが行われる場合において、第35条の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金の額（第38条の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除する。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、第43条、第44条、第44条の2、第44条の3又は次条第3項の規定による解除にあっては、当該余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年3.0パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第42条、第46条又は第47条の規定による解除にあっては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。

- 3 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 4 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、作業現場に受注者が所有又は管理する業務の出来形部分（第38条に規定する部分引渡しに係る部分及び前条第2項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。）、調査機械器具、仮設物その他の物件（第11条第2項の規定により、受注者からの業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件及び貸与品等のうち故意又は過失によりその返還が不可能となったものを含む。以下次項において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 5 前項に規定する撤去又は修復若しくは取片付けに要する費用（以下本項及び次項において「撤去費用等」という。）は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより発注者又は受注者が負担する。
 - (1) 業務の出来形部分に関する撤去費用等
契約の解除が第43条、第44条、第44条の2、第44条の3又は次条第3項によるときは受注者が負担し、第42条、第46条又は第47条によるときは発注者が負担する。
 - (2) 調査機械器具、仮設物その他の物件に関する撤去費用等
受注者が負担する。
- 6 第4項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件の撤去又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は作業現場の原状回復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者が支出した撤去費用等（前項第一号の規定により、発注者が負担する業務の出来形部分に係るものを除く。）を負担しなければならない。
- 7 第3項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第43条、第44条、第44条の2、第44条の3又は次条第3項によるときは発注者が定め、第42条、第46条又は第47条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第3項後段及び第4項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 8 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

第51条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。
 - (2) この契約の成果物に契約不適合があるとき。
 - (3) 第43条、第44条又は第44条の3の規定により、成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第43条、第44条又は第44条の3の規定により成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 成果物の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から部分引渡しを受けた部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額とする。
- 6 第43条、第44条、第44条の3又は本条第3項の規定により発注者が契約を解除した場合において、発注者は、第49条第2項の既履行部分委託料から当該違約金を控除することができる。

(受注者の損害賠償請求等)

第52条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

- (1) 第46条又は第47条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第33条第2項（第38条において準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

第53条 発注者は、引き渡された成果物に関し、第32条第3項又は第4項（第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」とい

う。)を受けた場合は、その引渡しの日から本件建築物の工事完成後2年、第38条第1項又は第2項の規定による部分引渡しを受けた場合は、その引渡しの日から当該部分を利用した工事の完成後2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。ただし、これらの場合であっても、成果物の引渡しの日から10年以内でなければ、請求等を行うことができない。

- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重大な過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 8 引き渡された成果物の契約不適合が設計仕様書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(賠償の予約)

- 第54条 受注者は、第44条の2第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するかどうかを問わずに、賠償金として、業務委託料の100分の15に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この業務が完了した後も同様とする。ただし、発注者が賠償金の支払いを必要と認めない場合は、賠償金の支払いを要しない。
- 2 発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げない。

(保険)

- 第55条 受注者は、設計仕様書に基づき保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

(賠償金等の徴収)

- 第56条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金、又は違約金(以下「賠償金等」という。)を発注者が指定した期間内に支払わないときは、発注者は、発注者が指定した期間の翌日から起算して、受注者が賠償金等を納付した日までの日数1日につき、賠償金等の額に年3.0パーセントの割合で計算した額(以下「遅延利息」という。)を、賠償金等の額に加えて徴収する。
- 2 業務委託料が未払いの場合に、発注者は、賠償金等を発注者が支払うべき業務委託料から控

除して徴収する。また、業務委託料の支払日までに賠償金等に遅延利息が生じているときは、発注者は賠償金等に加えて遅延利息を、発注者が支払うべき業務委託料から控除して徴収する。なお、控除して徴収した額が徴収するべき額に不足しているときは、発注者はその不足額を別途徴収する。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第57条 受注者は、契約の履行に当たって、条例第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 受注者は、不当介入を受けたことにより、履行期間に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と履行期間に関する協議を行わなければならない。その結果、履行期間に遅れが生じると認められた場合は、第25条の規定により、発注者に履行期間延長の請求をおこなうものとする。

3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

4 受注者は、不当介入による被害により履行期間に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工期（履行期間）に関する協議を行わなければならない。その結果、履行期間に遅れが生じると認められた場合は、第25条の規定により、発注者に履行期間延長の請求をおこなうものとする。

(紛争の解決)

第58条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、協議の上調停人2名を選任し、当該調停人のあつせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは発注者と受注者とが折半し、その他のものは発注者と受注者とがそれぞれが負担する。

2 前項の規定にかかわらず、管理技術者の業務の実施に関する紛争、受注者の使用人又は受注者から業務を委任され、又は請け負った者の業務の実施に関する紛争及び調査職員の職務の執行に関する紛争については、第16条第2項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第4項の規定により発注者が決定を行った後又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第2項若しくは第4項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、第1項のあつせん又は調停の手続を請求することができない。

3 第1項の規定にかかわらず、発注者又は受注者は、必要があると認めるときは、同項に規定する紛争解決の手続前又は手続中であっても同項の発注者と受注者との間の紛争について民事訴訟法（平成8年法律第109号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

(契約外の事項)

第59条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。